

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和2年6月26日 午前10時～午前11時37分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	中島由美子	委員	新原春二
副委員長	森満晃	委員	福元光一
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎
委員	永山伸一		

○その他の議員

議員 持原秀行

○説明のための出席者

市民福祉部長	小柳津賢一	収納課長	山口隆雄
医療福祉対策監	平原一洋		
市民課長	西田光寛	消防局長	中村真
環境課長	上口敬子	消防総務課長	田中清総
市民健康課長	天達哲志	警防課長	濱田浩
甞島医療グループ長	鞘脇香	予防課長	石原浩之
保険年金課長	山元茂	通信指令課長	坂口勝彦
障害・社会福祉課長	南輝雄		
高齢・介護福祉課長	中俣賢一郎	水道局長	新屋義文
子育て支援課長	遠矢一星	水道管理課長	今井功司
		水道工務課長	永田一朗
税務課長	佐多誠一	下水道課長	今村淳一

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	水 道 管 理 課
議案第 98 号 令和 2 年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算	水 道 工 務 課
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	下 水 道 課
議案第 95 号 令和 2 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計補正予算	
議案第 99 号 令和 2 年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	市 民 健 康 課
議案第 96 号 令和 2 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算	
(所管事務調査)	
(所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 87 号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 課
議案第 88 号 薩摩川内市共同納骨堂条例を廃止する条例の制定について	環 境 課
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第 86 号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て	保 險 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第 97 号 令和 2 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算	
議案第 94 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	子 育 て 支 援 課
(所管事務調査)	

△開 会

○委員長（中島由美子）生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に、補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）各会計予算書、予算に関する説明書、第6回補正を御覧いただき、まず初めに歳出から説明申し上げますので、30ページを御覧ください。

1 日常備消防費では、補正額211万6,000円の減額です。右側説明欄を御覧ください。

まず、普通旅費の減額で、今回の新型コロナウイルス感染防止対策として、全国消防長会やその他の会議が書面会議へ変更したことによること。また、消防職員の消防救助技術指導会の全国、九州、県の大会が中止になりましたので、旅費を減額しております。

次に、委託料の減額ですが、これは港町の九州電力川内発電所が所有しております3万キロワット原油タンク4基のうち1基が、今回廃止される予定となったことで、当初そのタンクの保安検査を見込んでおりましたが、廃止に伴い保安検査が実施されなくなったことから、危険物保安技術

協会への審査委託もなくなったものでございます。なお、後ほど説明いたしますが、この保安検査について、歳入においても手数料の減額となっております。

次に、備品購入費の増額ですが、これは薩摩川内市危険物安全協会に加入しておられる湯浦石油株式会社様から、危険物行政の推進のために活用してほしいとのことで10万円の御寄附を受けたことから、危険物行政に係る備品購入代金を措置したものでございます。また、これについても、歳入において寄附に係る増額補正をしております。

次に、2目非常備消防費では、補正額1,982万7,000円の減額です。右側説明欄を御覧ください。

1年おきに開催され、本年開催予定でありました消防団員によります消防ポンプ操法大会が、新型コロナウイルス感染防止対策の関係から中止となったことを受け、非常備消防一般管理費と非常備消防車両管理費において、大会に係る全ての費用が不用となったものです。

また、非常備消防費の中の18節備品購入費の増額ですが、これは昨年度末に申請しておりました消防団設備整備費補助金の消防団救助能力向上資機材緊急整備事業におきまして、立ち木や木材を切断するチェーンソーを使用する際に着用する切創防止用保護衣、これが本年4月に補助金の配分決定を受けたことによります保護衣の購入費用で、消防団が保有いたします全てのチェーンソー1台につき1着ずつの配備をいたします。

次に、4目非常備消防施設費です。こちらは、補正額1,474万4,000円の増額です。内容としましては、右側説明欄を御覧いただき、非常備消防車両等購入費としまして、下甑地域の消防団に配備しております小型動力ポンプ普通積載車2台の更新に伴う備品購入費のほか、備品購入に伴います普通旅費、無線機の載せ替え手数料等を措置したところです。

また、この事業は県の特設離島ふるさとおこし推進事業による内示を受けて、事業の予算計上を行ったものです。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、10ページをお開きください。

14款使用料及び手数料2項手数料8目消防手数料、補正額201万3,000円の減額です。

これは、先ほど説明いたしました九州電力川内発電所の原油タンクの廃止予定に伴い、実施されないこととなった保安検査申請手数料です。

続きまして、12ページを御覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金7目消防費補助金、補正額20万5,000円の増額です。これは、補助金配分決定を受けて実施するチェーンソー用の保護衣購入に係る消防団施設整備費補助金で、補助率は購入費用の3分の1となります。

続きまして、15ページを御覧ください。

16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金1,126万4,000円で、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の8でございます。

最後に、16ページを御覧ください。

18款1項寄附金10目消防費寄附金で、10万円の増額です。これは、先ほど説明いたしました湯浦石油株式会社様からの危険物行政への推進のためにといただいた10万円の寄附となります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）所管事務につきまして、新型コロナウイルス感染症に関する事項について御説明いたしますので、委員会資料の4ページを御覧ください。

7の新型コロナウイルス感染防止対策について、（1）陰圧患者移送装置取扱訓練等について。

新型コロナウイルス感染患者の移送には、基本的には保健所、県が対応することとされておりますが、緊急性が高い場合や患者数が急激に増加いたしましたして、保健所だけでは対応が困難な場合には、保健所からの協力要請を受けまして、消防機関でも対応することとなっております。このため、

川薩保健所が所有されておりますアイソレータの取扱い訓練を実施し、感染者の搬送について確認を行ったところでございます。

また、救急要請時の新型コロナウイルス感染疑いの患者搬送に対応するために、現在予備の救急車1台の車内の養生をしております、感染防止対策を実施しており、事案発生時の救急対応を実施するようにしているところでございます。

下段の（2）新型コロナウイルス対応訓練についてでございますが、個人防護衣の着装訓練など、隊員の感染防止対策について訓練を行い、再確認を行ったところでございます。

委員会資料につきましては、東部消防署、祁答院分署の訓練状況を記載してございますが、他の支署等においても訓練を実施しております。今後も、継続的に訓練を実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今のアイソレータの取扱いなんですけども、これは保健所所有であるということ、ほかのは保健所に設置されているのか。そうだとすれば、救急搬送があった場合に、一旦保健所に取りに行くと積み込んで患者のほうに向かうということもあり得るんですか。

○警防課長（濱田 浩）アイソレータについては川薩保健所、鹿屋保健所、名瀬保健所が1基ずつそれぞれ保有しております。

また、今月に入りましてから、県のほうでトランスバッグという簡易的なアイソレータを配備をされております。数については、非公表ということで、公表はできないところでありますが、こちらで対応することになります。

あと、対応についてであります、感染症疑いということで、保健所のほうで、相談センターのほうで判断された場合には、移送手段が保健所がない場合に限って消防のほうに移送の依頼が来ますので、それを取りに行くと救急車で移送するというふうになっております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課及び水道工務課の審査

○委員長（中島由美子）水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第6回補正の36ページでございます。

13款2項1目公営企業費の説明欄の1行目にありますとおり、簡易水道事業費において、簡易水道事業会計の特定離島ふるさとおこし推進事業の実施に係ります財政支援といたしまして、出資金を増額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第98号 令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第98号令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司）別冊となっております簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の10ページでございます。

簡易水道事業は、甌島地域限定の事業であります。まず収益的支出におきまして、1款2項4目消費税及び地方消費税を、資本的収入及び支出の予算計上によりまして減額するものであります。

次に、11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち、まず収入におきま

して、1款1項1目1節企業債は、長浜地区特定環境保全公共下水道事業からの工事負担金収入によります減額調整のほか、配水管布設替え工事や老朽管更新工事に係ります財源確保のため増額するとともに、次の2項1目1節一般会計出資金におきましても、工事に係ります一般会計からの財政支援分を増額するものであります。

3項1目1節工事負担金は、長浜地区下水道事業からの配水管布設替え工事に係ります工事負担金分を増額するもので、7項1目1節県補助金は、配水管布設工事や老朽管更新事業に係ります特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の補助内示を受けましたことから、新たに予算計上するものであります。

次に、支出におきましては、1款1項1目改良費におきまして、7節旅費及び11節備消耗品費において、配水管布設替え工事業等に係ります事務経費を増額し、17節委託料の減額は、来年度の特定離島ふるさとおこし推進事業の実施に向けた設計調査費用を計上するとともに、長浜地区下水道事業の工事進捗により、配水管布設替え工事に係ります設計委託経費を工事請負費に組替え調整を行うものであります。

25節工事請負費につきましては、配水管布設替え工事や老朽管更新事業工事業の予算計上と委託料からの組替え調整により、増額するものであります。

○水道工務課長（永田一郎）水道局委員会資料の1ページをお開きください。

まず、特定離島ふるさとおこし推進事業として、本年度実施する箇所と右下に補正前後の予算内訳合計を表記しております。

上甌町においては、平成29年度から同事業を活用し、老朽化した配水管の布設替えを実施しております。本年度は、中甌、中野地区の3か所合計で525メートル計画しております。

次に、2ページをお開きください。

本年度生活基盤近代化事業で実施する箇所と、円内については特定離島ふるさとおこし推進事業での給水管布設替えを実施する区域を表記しております。

また、左側に二つの事業の補正前後の予算内訳合計を表記しております。

まず、下甌島においては、長浜地区の公共下水

道整備に合わせて、平成30年度から長浜及び芦浜地区において、国庫補助の生活基盤近代化事業を活用し、老朽化した配水管の布設替えを実施しております。

今回の補正の内容としては、下水道整備の進捗に合わせて、当初予算委託料1,500万円の全てを工事請負費に組替えを行うものです。

本年度配水管布設替えを合計で1,248メートル計画しております。

次に、特定離島ふるさとおこし推進事業については、国庫補助の対象とならない給水管の布設替えについて実施するもので、本年度は長浜地区の100戸の給水管布設替えと、来年度実施予定箇所的设计委託料660万円を計画しております。

先ほど、水道管理課長が説明しました委託料840万円の減額は、1,500万円の減額と660万円の増額の相殺によるものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子）下水道課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、予算に関する説明書の36ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費の右側説明欄の3行目のとおり、下水道事業費において、特定環境保全公共下水道の補償費の増額及び漁業集落排水事業の特定離島ふるさとおこし推進事業の実施に係る下水道事業会計への財政支援として出資金を増額するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第95号 令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第95号令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、同じく46ページをお開きください。

今回の補正は、債務負担行為を設定するものです。

現在、平成28年度から令和2年度までの5年間について、水道事業や下水道事業等に関する窓口等関連業務を、水道局お客様センターに委託しておりますが、次の5年間について委託する際、浄化槽事業についても債務負担行為を新たに設定しようとするものであり、設定年度を令和2年度とし、令和3年度から令和7年度までの期間で限度額を定めるものでございます。

なお、業務の内容といたしましては、上甕島で実施しております上甕地域戸別合併処理浄化槽事業の収納業務として、浄化槽使用料の納入通知書の作成及び発送や、滞納整理業務として督促状の作成及び発送を行うものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第99号 令和2年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第99号令和2年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、別冊となっております下水道事業会計予算書、第1回補正予算の11ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

4款漁業集落排水事業費用2項4目消費税及び地方消費税は、資本的収入及び支出予算を計上したことにより、増額するものです。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款公共下水道資本的収入1項1目1節企業債は、同款6項1目1節国庫補助金が追加公布されたことに伴い、同額を減額するものであります。

次に、2款特定環境保全公共下水道事業資本的収入1項1目1節企業債につきましても、12ページの同款6項1目1節国庫補助金、同款7項1目1節県補助金等の増額内示に伴う財源調整による減額で、同じく12ページの同2項1目1節一般会計出資金は、一般会計からの財政支援分の予算計上であります。

次に、4款漁業集落排水事業資本的収入2項1目1節一般会計出資金及び同7項1目1節県補助金は、機能保全計画策定に伴い、それぞれ一般会計からの財政支援分の増額及び特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を予算計上するものです。

次に、支出について説明いたします。

2款特定環境保全公共下水道事業資本的支出1項1目25節補償金は、下甌島の長浜地区の管路工事において支障となる水道管の移設補償費を増額するものです。

次に、4款漁業集落排水事業資本的支出1項1目16節委託料は、平良地区及び手打地区の浄化センターの機能維持を図るため、機能保全計画を策定するための業務委託に係る費用を計上するものです。

次に、別冊となっております委員会資料の3ページをお開きください。

工事の内容について説明いたします。左側に経緯を、右側に位置図等を示しておりますが、公共下水道事業では、下水道法の改正により腐食のおそれが大きい箇所を5年に1回以上の頻度で点検するように義務づけされており、平成30年度に点検を行ったところ、鉄筋コンクリート管路において表面のコンクリートが腐食により欠損し、鉄筋が露出状態にあり、速やかな措置が必要な状態である緊急度Ⅰの区間が確認されました。そのため、その対策を令和2年度内に行うように、国土交通省から県を通じて指導及び補助の追加内示がありました。

対象の管路は、県道川内串木野線内の口径700ミリ、延長約86メートルの区間で、その対策工法といたしましては、道路を開削せずに管の内側から硬質塩化ビニール等の材料で補強をする工法を計画しております。

この工事の追加により、左下にあるとおり、平佐第二地区で予定しておりました企業債により施工する枝線管渠工事を約180メートルほど縮小したところでございますが、本管工事部分の補助事業費については、今年度は満額の内示をいただいていることから、事業の進捗につきましては大きな影響はないと考えております。

4ページをお開きください。

長浜地区におきましては、国の補助金の追加内示に伴い、左側に記載のとおり財源の調整を行い

ました。また、今年度施工予定の区域を楕円で囲ってありますが、下水道工事の際に既存の水道管が支障となることが予想されるため、一時的に水道管を移設する仮設配管工事が必要となったことから補償費を追加計上するものです。

最後に5ページを御覧ください。

漁業集落排水事業の機能保全計画の策定についてですが、右側の管内図のとおり甌島では3か所で漁業集落排水事業を実施しており、古いものでは供用開始以降16年を経過していることから、資料の左側に事業目的等を記載しておりますが、施設の経年劣化に伴い、主に電気機械設備の維持管理に支障をきたすようになりました。そのため、設備の更新や修繕により施設の長寿命化を図り、機能停止を未然に防ぐ対策を行うための設備の機能診断を行い、整備更新に必要なコストの比較検討結果に基づく経済的な対策について、実施時期や対策の優先度を盛り込んだ機能保全計画の策定を行うものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川畑善照）この水道局の資料の3ページの公共下水道事業の川内地区が、平成30年度に管路施設調査を実施したと。そして2年ほど、本年度、国のほうから追加内示があったということですが、これは最初布設したのは何年なんですか。そして、原因は、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、教えてください。

○下水道課長（今村淳一）布設年度については、初期の頃の平成11年度から12年度にかけての期間になりますが、原因は管路の中に発生しました硫化水素というガスが、中の水とかいろんな成分と反応いたしまして硫酸に変化いたします。硫酸がそのコンクリートを腐食させて、腐食が進みますと鉄筋まで腐食を進めるという仕組みになっております。

○委員（川畑善照）ということは、20年ぐらいいたっているということですが、大体その間隔でやはり調査をして改良していくという形になるのでしょうか。

○下水道課長（今村淳一）今、薩摩川内市にコンクリートの管路が5,700メートルほどございます。この調査のほうは平成30年度と昨年

度で一応終わっておりまして、今回分かった延長のこの86メートル分が速やかに対策をすべきというところになっておりまして、そのほかは、ある程度損傷というか腐食は見られておるんですが、まだそんなにその対策は必要ないということになっております。ですので、また3年後ぐらいですか、5年スパンで再度調査をしていって状況を見極めていくという計画でおります。

○委員（成川幸太郎）この1,800万円の事業の内容で、平佐第二地区事業内への見直しが行われて、その記載分の1,800万円が今回の緊急の管渠構成工事にいくわけですけれども、平佐第二地区の、当面これで180メートルの施工を縮めるということですが、これは将来的にはどこかでか補正して、その分はまた復活するという捉え方でいいんですか。今年度とりあえず180メートルのマイナスでいいんですか。

○下水道課長（今村淳一）当初予算をつくるときに、概算のメートル当たりの単価で予算を計上させていただいております。工事を発注するときには、細かい数量を基に積算をしておるんですが、当初予算を作成したときには、末端の部分で約920メートルほどの延長を計上しておったんですが、それから行きますと180メートルほど今回予算を使えないことになるんですが、平佐第二地区におきましては、令和4年度までで計画を進めていきますので、残りのあと2年でカバーはしていける見込みでありますので、大きな影響はないというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（天達哲志）令和2年度第6回補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項地域医療対策費166万1,000円の増額は、後ほど御説明いたしますが国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であります。

4款1項4目予防費、事項感染症等予防費1,437万5,000円の増額は、予防接種法の改正に伴い、令和2年10月1日から定期予防接種となるロタウイルス予防接種事業を行うための増額補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）ちょっとはっきり聞き取れなかったんですけど、この予防費のところで医薬材料費、10月からということで1,027万3,000円、これは、何のウイルスですか。

○市民健康課長（天達哲志）ロタウイルスです。

○委員（成川幸太郎）ロタウイルス。分かりました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第96号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第96号令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（天達哲志）歳出について御説明いたします。予算に関する説明書の55ページをお開きください。

こちらにつきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業の内示に伴う補正でございます。

1款1項1目一般管理費、事項一般管理費198万円の増額は青瀬歯科診療所の出張診療及び往診で使用する巡回診療車の整備に伴う増額補正でございます。

2款1項1目医療用機械器具費、事項医療用機械器具費632万5,000円の増額は、里診療所と上甕診療所の薬価機器の整備に伴う増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の53ページをお開きください。

4款1項1目施設整備補助金664万4,000円は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の内示を受けたことによる増額補正でございます。

次の54ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金166万1,000円の増額は、先ほど御説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）今、ちょっと説明がありました里と上甕の薬価機器、備品購入です。小型分包機かな……というふうに表示してあります。どんなもので、里と上甕で金額が違うんだけど、その大きさが違ったりするんだろうけど、どういうやつで、どのように違うのかをちょっと教えてください。

○甕島医療グループ長（鞘脇 香）里の分包機につきましては、通常の外来の患者様に処方す

るためのもので、上甌より一回りちょっと小さな分包機となっております。上甌は入院を持っていますので、入院の処方の方も合わせましてちょっとスケールの大きなものを購入することにしております。

○委員（永山伸一）小型分包機の知識がないもので、どんなものかを教えてください。

○甌島医療グループ長（鞘脇 香）小型分包機のほうが、通常、薬の分包をするときに手動でしているときは、薬を1錠1錠区分けしたりするものを、分包機のほうにセットしまして、自動で朝、昼、夜とかいう形で分包するという機械になります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（天達哲志）生活福祉委員会資料の1ページをお開きください。

小児救急医療支援体制運営補助金の拡充の概要について御説明させていただきたいんですが、こちらにつきましては喫緊の案件でありましたことから、委員会のほうで御説明をさせていただきたいと思っていますのでございます。

概要につきましては、本市の小児夜間救急医療体制につきまして、予防接種の充実や少子化の進展による乳幼児の減少などに伴いまして、受診者

数が減少、特に近年は激減しておりまして、小児科医の高齢化や看護師不足、働き方改革なども相まって、体制維持に限界が見えてきております。

そのような中、小児夜間救急医療に尽力していただいております関小児科さんのほうから、小児夜間救急医療に係る経費が経営を圧迫し、近年多額の赤字を出していることから、5月から小児夜間救急医療体制から撤退したいという話がありました。

これを受けまして、川内市医師会より小児救急医療支援体制運営補助金の増額要望が市のほうに寄せられました。

このようなことから、今後の小児夜間救急医療体制を維持するために、本年4月支給分からの補助金の補助内容を拡充しまして、体制維持に努めることとしたところでございます。

なお、財源につきましては、資料下段にあります小児科医確保対策支援事業補助金の執行残を充てることとしております。

○委員（成川幸太郎）コロナ対策で、いろんな対策を取られていて、特に薩摩川内市は甌島を抱えているということで、島対策ということが、県内でもいろんなことが言われています。

これまで、いろんな対策を取られてきているのですが、感染がなければいいんですけども、あった場合、特に奄美大島あたりでは5市町村連名で要望書などを出されておりますし、龍郷町においては町独自でまた県のほうに要請されたりしているようですけども、薩摩川内市において、3点お尋ねしますけども、薩摩川内市において独自に想定される備えを具体的に策定し、島民へ急ぎ周知できる体制を構築すべきではないかなというふうにも考えます。

それともう一つ、甌島地域各診療所、医療現場に感染防御等に必要な医療用マスク、ゴーグル、フェースシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの緊急の医療物資の確保状況というのはどうなっているのか。もし、足りないとなれば今後どのような対策を取っていられるのかということと、もう1点、感染者が出た場合の対応マニュアルがあるのかどうか。あるとなれば、マニュアルの存在を島民に知らせることが必要であると思うんですが、どのような方法を取られるお考えか、お示してください。

○市民健康課長（天達哲志） まず一つ目、体制の構築ということでございますけれども、現在、川内港と串木野新港のほうで、乗船客には非接触型の体温計とサーモによる検温を実施しているところでございます。

また、5月26日号の広報薩摩川内にも、日常における新しい生活様式を実践いただきたい、感染予防を徹底していただきたいということで掲載しているところでございます。

呼吸困難とか倦怠感など、発熱も含めまして、こういう症状が続く場合等には医療機関か帰国者・接触者相談センターのほうに御相談いただき、医師及び保健所の指導の下、行動していただきたいというふうに考えているところでございます。

今としましては、非接触型体温計とサーモによる検温、こちらのほうをしているところでございますけれども、また6月以降につきましてはちょっと検討中というか、協議していかなきゃいけないというところがございます。

それと二つ目の医療物資の確保状況につきましては、甑地域の各診療所のほうに医療物資の在庫がございます。ただ、各診療所間でも数量の調整をしなきゃいけない部分も一部ありまして、あとフェースシールドにつきましては、ちょっと購入等により対応したいと思っております。

ちなみに、マスクにつきましては約9,500枚ぐらいは今、置いてあります。手袋が8,000から9,000組弱です。防護服につきましても400着を超える数字であります。キャップとかシューズカバー、防護エプロン、こちらにつきましては、50組から100組という形で備蓄してあるところがございます。手指消毒用のアルコールにつきましても100本強の備蓄してあるところがございます。

三つ目が対応マニュアルということでございましたけれども、感染の疑いがありまして、PCR検査で陽性反応が出た場合に初めて感染者であるということが判明するんですけれども、保健所のほうにはまず本人さん、または医療機関のほうからの相談になるんですけれども、陽性反応の感染者の対応につきましては、県が一定の手順を踏みながら、県が直接本人または医療機関と連絡を取りまして、陽性反応でありました感染者を第二種感染症指定医療機関、これは市民病院のほうにな

るんですけれども、こちらのほうに移送することになっております。

同時に、感染者の感染経路や濃厚接触者、検査対象になる接触者等につきましても、県が調査を行いまして、追加のPCR検査や健康観察等につきましても、直接対象者のほうに連絡が行くようになっております。

調査内容につきましては、未公表なものですから、また接触者等の待機につきましても県の指導の下、基本的に本土のほうと同様に自宅での待機ということになっておるところでございます。

○委員（成川幸太郎） もし、出た場合、県が対応ということなんですけれども、県が対応ということで済ませるのではなくて、もしそういう陽性の人が出た場合に、移動する場合、これ本土側でもそうなんですけれども、いろんな人が接触できないような形でしています、移動をする。島から、本土側へ、市民病院へ運ぶ場合に、どういうルートを使うのか。今の高速船やフェリーを使えば、そこで濃厚接触者が出るということになると思うんです。それとも、原子力災害みたいに自衛隊の車を使うとか、ヘリコプターを使うとかいうことがあるのか。

そういうことも具体的に県が示すというのではなくて、県が示す移動方法とかというのは、やはり市としてもつかんで、島民の方へこうなる予定ですということは知らせておく必要があるのではないかと思った。そこら辺はどうなっているのか。

○市民健康課長（天達哲志） 市民健康課のほうで、川薩保健所のほうに確認しましたら、ヘリコプターとかを使われてこちらのほうに移送されるということはお聞きしております。

あと、市民の周知につきまして、いろんな部分で川薩保健所から、甑島の場合だけではないんですけれども、本土側でも検査を受けられる方とかもいらっしゃるものですから、そういう場合でもこちらのほうに情報は入ってきていない状況で、分かった時点でもう市民に周知しちゃいけないとか、いろんな取り決めや指示がありまして、もうそこで止めておいてくれとか、公表しちゃいけないとか、お叱りを受けたときもありました。

どうしても、そういう接触者らしい方、以前は相談センター、今もなんですけど、電話での相談とか受けているんですけれども、その行動経路や、

どこを通ったのかとか、そういう電話もあったんですけども、そこでもお答えできない部分であり、もちろん、その経路につきましては私たちも教えてもらっていないのですけれども、そういうこともお答えできないという部分もありましたので、先ほど市民に周知する、その部分につきましてはまた、県のほうにも確認させていただきたいと思えます。

○医療福祉対策監（平原一洋） その感染者の移動とか、濃厚接触者の関係等につきまして、いろいろな情報等をなぜ流せないのかというのに対しては、やはりいろいろな問題がありまして、感染症法の基本のところ、感染者並びにその濃厚接触者に対しての人権を守るというところがございます。ここは、大きなベースのところございまして、いろいろなことを公表することによって、本人への誹謗中傷であったりとか嫌がらせとか、そういうのが出ないようにというのも一つありますし、今度はその感染を拡大させないために必要最小限の情報を流すという、その辺のバランスの取り方が非常に難しいんですけども、それについては、公表基準というのがありますけれども、なかなかそれに対して県のほうも慎重にならざるを得ない部分があるというのは御理解をいただきたいと思えます。

○委員（成川幸太郎） そこら辺はよく分かるんですけど、実際に陽性になった人がその後どういうふうに安全な場所に行くのかというルートは、先ほど消防局の説明で、本土側は救急車の1台を、保健所から要請があったときに養生をしているということだったんですけども、8月29日に甌架橋、橋がつながった場合に、甌島においてもやはりそういったものを、例えばヘリコプターが航空自衛隊のところから出るとすれば、その自衛隊まで運ぶ車両というのが必要になってくるんです。そういったこともやはり考えておかなきゃいけないのではないかなと。

公表するとかじゃなくて、もしなった人。特に、甌大橋が開通したときに県外者が来てその中で発症するという可能性もかなり考えられるのではないかな。そこら辺の、いざ起こったときの対策というのは、皆さんが分かるような感じで、どこへまず連絡すればいいのかということ等を、島民の方に知らしめるような方策をぜひ考えていただきたい

いなというふうに思います。

○医療福祉対策監（平原一洋） 市民の皆さんの気になるところでございますので、また保健所等々と調整をちょっとさせていただければと思いますので、御了解いただきたいと思えます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子） 障害・社会福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 議案はありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 委員会資料のほうで説明いたしますので、2ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に伴います生活困窮対策の状況について説明をいたします。

生活困窮対策につきましては、自立支援を目的として、これまでも様々な制度があるわけですが、これを継続しながらコロナ対策として間口を広げ、上乗せをしているところでございます。

まず、生活困窮相談窓口につきましては、30件の相談がございます。就労支援など、自立支援事業に2件つないでおります。なお、相談のほとんどは、後ほど説明いたします貸付けなどにつないでいるところでございます。

次に、住居確保給付金です。収入減少により、家賃の支払いに困っている方への家賃支援でありまして、市独自で1万円の上乗せをしているところでございます。32件の相談があり、6件支給をしているところでございます。

次に、緊急小口資金です。社会福祉協議会の事業で、休業者向けの貸付けでございます。401件の相談があり、178件の貸付けとなっております。

次に、総合支援資金でございます。これも、社会福祉協議会の事業で、こちらのほうは失業者向

けの貸付けでございます。29件の相談があり、15件の貸付けとなっております。

次に、緊急生活支援金です。これも、社会福祉協議会の事業となりますが、今回新設をしたものでございまして、社会福祉協議会に対して市から補助をしております。この制度は、先ほど説明しました緊急小口資金等の貸付け者に対しまして、上乘せで10万円の現金給付をするというものでございます。資料では55件の支給ということになっておりますが、最近の24日付の件数で行きますと、130件の支給があるところでございます。最終的には、緊急小口資金等の貸付け件数程度になるというぐらいに考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第87号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第87号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、議案第87号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議会資料2ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード、並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の公布施行に伴い、個人番号通知カードそのものがなくなりましたため、通知カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものでございます。

なお、通知カード廃止後につきましては、3に

記載のとおり従来の内容が記載された書面での通知がされ、再交付は行わないこととされております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、市民課の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（中島由美子）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第88号 薩摩川内市共同納骨堂条例を廃止する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第88号薩摩川内市共同納骨堂条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）議案第88号薩摩川内市共同納骨堂条例を廃止する条例の制定についてを説明いたします。

市民福祉部の議会資料3ページをお開きください。

本市が設置しております樋脇岩下共同納骨堂及び入来大内田共同納骨堂につきまして、それぞれの地元は無償譲渡するために廃止しようとするものでございます。

共同納骨堂の位置は、資料4ページにお示ししてございます。

合併後は、地元自治会や納骨堂管理組合に指定管理をお願いしております。現在の指定管理期間が終了いたします令和3年4月1日に地元へ無償譲渡することで、地元の了承もいただいております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）では、歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の22ページをお開きください。

4款1項10目葬斎費、葬斎場管理費779万9,000円の増は、甌島地域の葬斎場の統合整備を行うための委託料でございます。事業概要は、補正予算の概要4ページでございます。

なお、甌島地域の葬斎場の施設概要や火葬実績、維持管理運営の状況などは、市民福祉部の委員会資料3ページから5ページに示してございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

14ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金3目衛生費補助金

1節保健衛生費補助金545万9,000円の増は、先ほど説明いたしました甌島葬斎場統合整備事業に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

以上で、環境課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第86号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第86号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）今回の議案につきましては、国民健康保険事業におけます税に関する部分でございますので、説明のほうは税務課長がいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

○税務課長（佐多誠一）議案第86号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2、86-1ページでございます。

議案に関連して提出してございます議会資料で御説明をいたしますので、総務部議会資料の7ページをお開きください。

1の改正の概要でございますが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を創設することにしたものでございます。

次の表に説明してございますけれども、低未利用土地とは、居住の用、業務の用、その他の用途に起用されておらず、また、その利用の程度がそ

の周辺の土地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる土地のことです。

課税の特例といたしまして、低未利用土地等の長期譲渡取得金額から、特別控除といたしまして100万円を控除した金額を長期譲渡所得金額とし、国民健康保険税の所得割額を算定するものとなります。

特別控除の適用要件といたしましては、譲渡価格がその上にある建物等も含めて500万円以下、所有期間が5年を超えることなどがございます。

2の施行期日等につきましては、記載のとおりでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、当局から委員会資料の内容について発言を求められておりますので、これを許可します。

○税務課長（佐多誠一） 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度につきまして、生活福祉委員会資料にて御説明いたします。

生活福祉委員会資料の6ページをお開きください。

令和2年5月1日付厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準が示されました。

1の対象となる世帯につきましては、(1)の世帯主、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷

病を負った世帯。

(2)としまして、事業収入等、これは事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入になりますけれども、その減収が見込まれて、次の①から③の全てに該当する世帯でございます。

減収した世帯に関しましては、①のとおり前年中の収入と本年中の見込みでの収入を比較いたしまして、10分の3以上減収をする見込みである方が対象になります。

2番の保険税の減免額及び算定方法につきましては、(1)の世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯は全額免除とし、(2)の減収した世帯につきましては、前年の合計所得金額に応じまして減免割合が決定されます。

3の減免の対象となる保険税につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期の保険税でございます。

現在のところ、国から詳細な基準が示されていない部分がございますので、6月19日に本市のホームページに、減免対象とならない世帯を除き、全ての世帯にお知らせいたしますと、その旨を掲載いたしております。

また、7月上旬に発送予定の令和2年度国民健康保険税納税通知書に同封するお知らせにおきましても、同様の掲載をする予定でございます。

なお、国から詳細な基準が示され次第に、別途に減免対象とならない世帯を除き、減免対象となる全ての世帯に申請書等の必要書類を郵送したいと考えているところでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 今、減免対象になる世帯に通知を送るということでしたけれども、収入が減額するということが想定される人たちというのは、市のほうで分かるんですか。

○税務課長（佐多誠一） 昨年の収入と比較して、今年が見込みで12月まで見込みで減る世帯ということになりますので、今現状ではまだ半分がこちらでは把握できておりませんので分からないところです。昨年の四つの事業収入、給与収入、不動産収入という形で申し上げましたけれども、そちらの収入をお持ちの方に対して送ろうと予定しております。

その中で、収入が10分の3以上減少しますという申告書を受けまして、こちらのほうで判断するということになります。

○委員（成川幸太郎）ということは、大方の人にそういう通知が行くということですね。通知をもらって、10分の3以上減収だったら申し込みをすると、それで市が判断されると。

○税務課長（佐多誠一）現在の国保に加入されている世帯が1万3,000弱ぐらいございます。その中で、その四つの収入、つまり事業収入等々にならない年金の世帯の皆様に対しては対象になりませんので、本市としましては、今想定する国からの詳細な基準を踏まえましてまた判断いたしますけども、現在のところは5,000世帯ほどが対象になるのではないかと想定はしているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）歳出から説明させていただきますので、第6回補正予算書の20ページをお開きください。

3款2項3目介護保険対策費については、令和元年10月からの消費税増税を受け、低所得者層の保険料軽減に伴う繰出金の補正になります。繰出金の補正につきましては、こちら可決いただきました議案第82号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例に関するものとなります。

次に、下段の同項4目養護老人ホーム費については、養護老人ホーム甌島敬老園に設置している調理機器の更新整備に係る補正となります。

次に、歳入について説明させていただきますので、11ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金は、低所得者の保険料軽減に伴う国の負担分で、負担割合は2分の1になります。

次に、13ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金も、同じく低所得者層の保険料軽減に伴う県負担分で、負担割合は4分の1になります。

次に、14ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金は、歳出で御説明いたしました養護老人ホーム甌島敬老園に設置している調理機器の更新整備に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は70%になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第97号 令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第97号令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、第6回補正予算書の59ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計の補正予算で御説明いたしました令和元年10月からの消費税率改定に伴う低所得者の保険料軽減に伴うもので、1款1項介護保険料を減額し、9款1項他会計繰入金と同額増額するものになります。

なお、先ほど御説明申し上げましたが、保険料軽減に伴う財政負担の割合は、国が2分の1、県と市が4分の1ずつになります。

次に、介護予防元気度アップ事業におけるポイント転換方法の変更について御説明させていただきますので、生活福祉委員会資料の7ページをお開きください。

事業の概要でございますが、薩摩川内市に住所を有する高齢者等が地域貢献や社会参加をすることで、介護予防に努めることを目的とし、市が主催する介護予防事業やふれあいいきいきサロン等の対象事業に参加した場合、1事業1スタンプを押印することができます。

集めたポイントにつきましては、翌年度に介護予防元気度アップポイント転換利用券、1ポイント100円でございます。上限50ポイント5,000円として、市内のスーパーや薬局、ガソリンスタンド等で使用することがあります。

資料の1にありますポイント転換の変更点につきましては、例年混雑をすることから、新型コロナウイルス感染予防のため、今年度に限り、表の右側記載のように取扱いを変更したものでございます。

期間につきましては、例年4月当初から受付をさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染が広がりつつありまして、3月に5月7日から開始するよう計画をし、広報等を行ってまいりましたが、非常事態宣言を受け、再度延期させていただき、6月15日から開始とさせていただきます。

場所につきましては、本庁及び各支所以外に、今年度に限り本土地区の各地区コミュニティセンターを巡回することといたしました。

日程表につきましては、8ページを御覧ください。

また、方法の欄でございますが、例年はポイント数に応じた転換利用券をその場でお渡ししておりましたが、待ち時間を短縮し、3密を避けるために、当日はカードの受け取りのみとさせていただき、転換利用券は後日郵送することといたしましたけれども、下段の米印の3の記載のように祁答院支所及び甕島地区の4支所につきましては、例年さほど混雑がないという実績がございまして、感染防止対策を講じた上で従来どおりその場で転換利用券をお渡しすることとさせていただきます。

米印の1においては昨年度の1日当たりの最大転換者数を掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。

2の広報活動についてですが定時放送、市ホームページへの掲載、地区コミュニティ協議会長様、

自治会長様、ふれあいいきいきサロン代表者様へ文書にてお知らせしたところであります。

なお、現在までの実績を御報告申し上げます。

6月24日現在で、本庁受付分が1,746件、各支所受付分が1,359件、各地区コミュニティセンターを巡回した受付分が1,335件、合計4,440件でございます。例年、8,000件から9,000件なので、約半数の方がもう既に申請をいただいている状況でございます。

なお、各地区コミュニティセンターの受付につきましては、昨日6月25日で終了しておりますので、今後は本庁及び各支所で受付をさせていただきます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川畑善照）今回の場合は、結局コロナの関係で延長になって、結局使用期間が短くなって、このカードを持ってこられる方で期間延長を言われる方はなかったですか。そういうことができないと思うんですけども、使用期間の問題です。短くなったと。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）カードの使用期間の延長の御相談というのはなかったところです。ポイントに交換しても、ポイントの交換は1月31日まで、使用できるのは3月31日まで、ポイントの転換利用券は3月31日まで使用できます。

通常、4月にやっていたころも、大抵7月までにほとんどの方が使い切っている状態ですので、特にそのような苦情は受けていないところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の21ページをお開きください。

3款3項4目保育園費で、里保育園の保育室確保のため、隣接します里生活支援ハウスの一部改修等に係る工事請負費等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、同説明書の14ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金で、先ほど歳出で説明しました工事に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は10分の7になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）生活福祉委員会資料の9ページをお開きください。

まずは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯への臨時特別給付金についてですが、1の概要に記載のとおり、（1）受給対象者は本年4月分の児童手当受給者。

（3）支給額は対象児童一人につき1万円。

（5）の申請方法は、アの一般受給者等は申請不要。イの公務員受給者は、各省庁からの受給証明を受けた上で申請が必要となっており、（6）の費用は全額国庫負担です。

10ページを御覧ください。

2の支給状況ですが、（1）の公務員以外の一般受給者については、アに記載の対象児童数1万2,114人に対し、ウに記載のとおり、6月12日に1万2,022人分の支給を終了しており、支給率は99%を超えております。

残り約90人分については、通知書発送後、宛先不明での郵便物の返送分や、毎年必要な児童手当現況届の未提出者等で、随時連絡、確認を取りながら、現在支給処理を進めているところです。

また、（2）の公務員受給者分については、現在書類確認、システム入力など、支給に向けて準備を進めており、7月2日に488件、児童数で898人分の支給を予定しておりますが、申請も随時受け付けていることから、今後申請に応じて随時支給を行ってまいります。

次に、2のひとり親世帯臨時特別給付金についてですが、国の令和2年度一般会計補正予算で、6月12日に成立したのになります。

1の概要として、（1）の支給対象者はまず、アで本年6月分の児童扶養手当受給者、及びイで公的年金給付等により児童扶養手当を受給していない者で、同手当の所得制限内の者、並びにウで所得の状況等により、児童扶養手当の認定を受け

ていない者、または所得超過で同手当を受給していない者などで、新型コロナによる影響により今後1年間の収入見込額が児童扶養手当の所得制限内の水準に下がった家計急変者になります。

次に、11ページを御覧ください。

(2)の給付額は、アの基本給付として、支給対象者1世帯5万円に、子どもが二人以上いる場合は、二人目から3万円の加算になります。

また、イの追加給付として、先ほど10ページのほうで説明しました(1)の支給対象者のうち、アとイに該当する方で、新型コロナの影響で収入が大きく減少したと申出があった場合、1世帯5万円の追加給付を行うこととなっております。

次に、(4)の申請方法は、アに記載の児童扶養手当受給者の基本給付分は申請は不要ですが、そのほかの基本給付、追加給付については申請が必要となります。

また、(5)の支給日は、申請が不要な児童扶養手当受給者の基本給付分は、8月に支給したいと考えております。

そのほか、申請が必要な方の分については、主に毎年8月に実施している児童扶養手当の現況届出期間に申請を受け付け、事務処理が整い次第、随時支給したいと考えておりますが、制度上、最終的には来年2月末までに申請を受け付け、年度内に支払うこととなっております。

最後に、(6)費用は全額国庫負担になり、予算につきましては本議会の最終日に上程させていただき予定としております。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(新原春二) 1点だけお知らせください。支給状況のところで、公務員と公務員以外の区別をしてあります。これは、何か理由はあるんですか。

○子育て支援課長(遠矢一星) 通常の児童手当も、一般の方については本市のほうから、子育て支援課のほうで支給事務を行っておりますが、公務員の場合は、それぞれ事業所が児童手当を支給しておりますので、そういった部分での取扱いになります。

○委員長(中島由美子) ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長(中島由美子) 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長(中島由美子) 次に、閉会中の委員派遣の取扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合は、その手続きを委員長に一任いただきたいと思います、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長(中島由美子) 以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 中島由美子